解散公告

当組合は、平成二十四年十一月一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

熊本市東区東町四丁目一四番八号

熊本県自家用自動車事業協同組合

清算人　幸山　繁信

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

北海道江別市大麻新町二三番地の二二

医療法人社団栄光産婦人科

清算人　光部　啓一

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年十月三十一日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

東京都世田谷区玉川二丁目二四番一号

二子玉川東地区市街地再開発組合

代表清算人　川邉　義高

解散公告（第一回）

当医院は、平成二十四年八月八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当医院に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

神奈川県足柄上郡松田町松田総領一二一三番地

医療法人社団オダチ歯科医院

清算人　尾立　マサ

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十二日石川県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

石川県羽咋市旭町ア二〇〇番地

財団法人羽咋市体育振興事業団

代表清算人　辻角　邦昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月六日開催の臨時社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、平成二十四年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

三重県松阪市嬉野野田町一四三番地

医療法人宝積クリニック

清算人　寶積己矩子

解散公告（第二回）

当公社は平成二十四年十月九日富山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

富山県南砺市苗島四八〇番地

南砺市土地開発公社

清算人　中山　繁實

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

岐阜県多治見市市之倉町八丁目一三八番地

財団法人市之倉公民館

代表清算人　春田　剛

代表清算人　加藤　忠司

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

広島県安芸郡府中町大通三丁目五番一号

財団法人府中町開発公社

代表清算人　佐藤　信治

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年九月二十八日大分県知事の認可により解散いたしましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

大分県臼杵市大字臼杵七二番地一

清算法人臼杵土地改良区

代表清算人　牧　宣雄

解散公告（第三回）

当企業年金基金は平成二十四年十月一日、厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

愛知県名古屋市港区遠若町二―八〇―一

エディオンＥＡＳＴ企業年金基金

清算人　藤川　誠

解散公告（第三回）

当改良区は、平成二十四年九月十九日開催の総代会の決議により解散したので、当改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月五日

兵庫県たつの市揖西町中垣内一四番地五

清算法人揖西土地改良区

清算人代表　冨士田俊明

配当公告

石川県金沢市泉三丁目一番一二号

破産者　株式会社治山社

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十一年（フ）第六八〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七、一九五、四七四、四六二円

（うち優先債権額　金一〇、八〇〇円）

一、配当することのできる金額

金一五八、三六九、〇五九円

（うち優先債権額　金一〇、八〇〇円）

平成二十四年十一月五日

石川県金沢市兼六元町九番四〇号

破産管財人　菅野　昭夫

配当公告

大阪府岸和田市宮本町二番二九号

破産者　株式会社愛染蔵

右の者に対する大阪地方裁判所平成十八年（フ）第二三四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金九、四八六、五五一、四一三円

一、配当することのできる金額

金四八一、八一二、七四七円

平成二十四年十一月五日

大阪市中央区北浜一丁目八番一六号大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業

破産管財人　天野　勝介

配当公告

岡山県勝田郡奈義町上町川一二三五―一、商業登記簿上の本店所在地大阪府富田林市久野喜台一丁目一四番一二号

破産者　株式会社共栄製作所

右の者に対する岡山地方裁判所津山支部平成二十四年（フ）第七十六号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二〇一、〇五三、四八九円

一、配当することのできる金額

金八、三三三、八九八円

平成二十四年十一月五日

岡山市北区弓之町一〇番二〇号テミス弓之町二階

破産管財人　石川　敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市大川町八五番地、最後の住所北海道釧路市花園町一一番九号

被相続人　亡　羽隅　正造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月五日

事務所釧路市幸町七丁目二番六号ハーバーシティサトウ一階梅地理法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅地　理